端数株式処分代金お受け取人名義書換方法

1. 請求書類(同封のもの)

「株式名義書換請求書兼株主票」(株券廃止会社用) 太枠内をご記入ください

1. 遺産分割協議書

　　　　　ご提出前に必ず遺産分割協議書の記載内容をご確認ください。

1. 戸籍謄本等(次のいずれかをご提出ください)
2. 戸籍謄本等

・亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本(16歳から死亡までの連続したもの)

　　　　　　 ・法定相続人の戸籍謄本

　　　　　　　 被相続人の同一戸籍にいる方、被相続人の戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方

1. 法定相続情報一覧図の写し

・戸籍謄本に代わりご利用いただけます。遺産分割協議書時点での法定相続

人全員が確認できるものをご提出ください。

1. 法定相続人全員の印鑑登録証明書(遺産分割協議時点のもの)
2. 相続人(承継人)の印鑑登録証明書(発行後6ヶ月以内)

遺産分割協議時点から住所が変わられている場合は、前住所が確認できる住民票または戸籍の附票が必要です。

* 注意事項

必要書類はすべて原本をご提出ください。

「遺産分割協議書」は、当社で写しを取り原本は返却いたします。その他の書類は、事前にお申し出がなければ原本を返却いたしません。原本の返却をご希望の場合は、「戸籍謄本等の原本返却について」(当社所定書式)にご返送先をご記入のうえ、ご提出ください。ご提出書類到着日より1週間程度でご送付いたしますので、あらかじめご了承ください。

以上